

令和3年度（2021年度）第1回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年8月12日（木）午後1時30分から午後6時15分まで
- 2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室
- 3 出席委員 （委員長） 梶 哲教  
（委員） 高橋 明男  
（委員） 中村 哲

4 会議の概要

- (1) 吹田市入札等監視委員会委員の新たな任期開始にあたり、吹田市入札等監視委員会規則に基づき、委員長及び委員長職務代理者の選任を行った。
- (2) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
- (3) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額 (円)
1	随意契約 (業務委託)	吹田市立図書館総合システム導入整備に係る契約 吹田市立図書館総合システム運用保守業務	117,790,200 99,000,000
2	指名競争入札 (物品購入等)	i p a d用充電器及び充電ケーブル購入	8,024,720
3	一般競争入札 (業務委託)	吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務(単価契約)【長期継続契約】	220,899,096
4	指名競争入札 (業務委託)	市庁舎建築物及び建築設備点検業務	2,684,000
5	随意契約 (物品購入等)	障がい福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業における手指消毒用エタノール購入	2,608,760 2,534,961 8,040,934 7,939,008
6	一般競争入札 (コンサル)	吹田市地域防災計画等修正支援業務	6,490,000
7	指名競争入札 (コンサル)	吹田市鋼橋塗膜分析調査業務	5,478,000
8	プロポーザル (業務委託)	下水道管路施設維持管理等業務(基本契約)	301,672,800

- (4) 契約候補者の選定にあたり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否を、所管室課の担当者同席の上、審議を行った。

案件	案件名
1	電子決裁機能を有する文書管理システムの構築及び保守業務
2	キャッシュレス決済ポイント還元事業

## 5 議事録

○**事務局** ただいまから令和3年度第1回吹田市入札等監視委員会を開催します。開催にあたりまして、総務部長から挨拶をさせていただきます。

○**総務部長** 挨拶

○**事務局** 委員長が選任されるまでの間、事務局が議事を進行させていただきます。まず本日は、全委員に御出席いただいておりますので、入札等監視委員会規則第5条第2項の規定により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。それでは、次第1の委員長の互選及び職務代理者の指名について、入札等監視委員会規則第4条第1項の規定により、委員長は委員の互選によって定めることになっています。どなたか立候補もしくは御推薦があればお願いします。

○**高橋委員** 梶委員を推薦します。

○**事務局** ただいま、梶委員を委員長にとの御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

○**中村委員** 異議なし。

○**事務局** 異議なしと御賛同いただきました。委員長には、梶委員を選出したいと存じますが、梶委員、お引き受けいただけますか。

○**梶委員** お引き受けいたします。

○**事務局** それでは、委員長が決定しましたので、これからの議事進行を委員長にお願いします。

○**梶委員長** 挨拶

○**梶委員長** それでは引き続き、私が議事を進めさせていただきます。委員長の互選に続いて、委員長職務代理者の指名を行います。入札等監視委員会規則第4条第3項の規定により、委員長職務代理は委員長が指名することになっています。私としては高橋委員を指名したいと思います。お願いできますか。

○**高橋委員** お引き受けいたします。

○**梶委員長** それでは、委員長職務代理者は高橋委員にお願いします。続きまして、次第の2、入札及び契約手続等の運用状況について、事務局から報告をお願いします。

○**事務局** 報告

○**梶委員長** ただいま御報告いただいた内容について、意見や質問はありますか。

○**高橋委員** 指名停止の運用状況一覧表の1番に「入札妨害等」とありますが、この契約に関してはその後どうなったのですか。

○**事務局** 制限付一般競争入札を行い、応札したのがこの契約を辞退した業者ともう1者の2者でした。落札者が契約を辞退しましたので、もう1者の応札した業者と随意契約により契約を締結しました。

○**梶委員長** 入札及び契約手続等の運用状況の報告については特に問題がないものと考えます。次に、次第の3、抽出案件の審議を行います。

【案件1】吹田市立図書館総合システム導入整備に係る契約  
吹田市立図書館総合システム運用保守業務

○**梶委員長** この案件は、平成27年度にプロポーザルを実施し、その更新の再リース契約というこ

とですが、本格的な契約を行うまでの短期間の契約ですか。

○**中央図書館** 5年間の再リース契約です。次回、5年後のシステム更新の際に、改めてプロポーザルの実施を考えています。現契約が令和3年1月末をもって終了するため、サーバーや端末等は5年が保証期間ということもありましたので、全てのシステムの一括更新も含めて検討しましたが、調査したところ、現行のシステムよりサービスが向上したシステムがなく、今と同等レベルのシステムしかなかったため、機器更新を行い、システムの設定をそのまま使用する形で、リース契約としました。

○**梶委員長** 資料にある「ファイルレイアウトの著作権」について説明してください。

○**中央図書館** システムを動かすための仕組みのレイアウトをファイルレイアウトといいます。システム構成の著作権は事業者が持っており、また、そのソースについては開示されませんので、システムの開発事業者でないと設定を行うことができないため随意契約としています。

○**中村委員** 吹田市にある各図書館で、システムの内容が違う館もあるのですか。

○**中央図書館** 全館同じシステムを導入しています。

○**中村委員** 現在も全ての図書館で同じシステムで運用しているけれども、5年後によりよいシステムがあるかどうか、そのような観点から、その段階でプロポーザルを検討する余地があると考えておられるわけですね。

○**中央図書館** そのとおりです。

○**高橋委員** 平成27年度のプロポーザルでは5年を前提にプロポーザルを行い、今回の更新にあたっては、このまま継続するのが適切だと考えて随意契約としたということですが、次回もやはり5年でプロポーザルをする予定ですか。

○**中央図書館** 再整備が整った時点の状況や、図書館システムの発展具合を見極めて、5年後の時点で改めて検討したいと考えています。

○**高橋委員** 2つの業務を別契約としたのはなぜですか。

○**中央図書館** 当初はシステムの一括入れ替えを想定していましたが、関係所管と協議をしていく中で、図書館の再整備がたくさんあり、また、5年を経過した現在、画的にサービスが向上したシステムが見当たらないという中で、最終的に保守だけが外に出た形になりました。

○**高橋委員** 別契約としたことで価格は割高になったのですか。

○**中央図書館** 構築分を一括ではなく分割で5年かけて支払う形になっただけで、価格が上がったということはありません。

○**梶委員長** それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

#### 【案件2】 iPad用充電器及び充電ケーブル購入

○**梶委員長** 入札の対象はそれほど特殊な物品ではないと思いますが、10者を指名して2者しか参加がなく、そのうち1者は2回目の入札で辞退しています。落札者はかなり低い水準で入札したと理解してよいのですか。

○**教育総務室** 予定価格に近い金額となっていますが、低い水準とは認識しておりません。

○**梶委員長** 電機製品であれば、定価や市場価格がある程度決まっていますので、予定価格が著しく低い価格で設定されるということはないと思うのですが、どうですか。

- 教育総務室** 確かに定価はありますが、調達するタイミング等で、予定していた価格より高騰していたという事情があったかもしれません。
- 梶委員長** 当初から辞退した業者は、市場価格が高くなったために、この予定価格では応じられないと判断して入札を辞退したと考えられるということですか。
- 教育総務室** 予定価格は事前に示していませんので、業者は予定価格を知らない中で入札しています。相場感はある程度分かっていると思いますが、そこにコストが乗り、勝負になるのかといった判断があって辞退が多かったのではないかと推察しています。
- 梶委員長** 予定価格を決定するのは入札のどれくらい前ですか。
- 教育総務室** 予定価格としては概ね1か月前ぐらいに決定しますが、実質は予定価格は予算額で、予算が決定するのは、当初予算であれば1年前ということもあります。
- 中村委員** 業者から見積りを取り、一般的な時価評価があればそれを踏まえて予定価格を算定するというのは、予定価格を決める手順としては全く問題ないと思いますが、事後的にその価格が適正だったかを検証するために、契約後に契約業者から、どうして辞退があったのかを聞くことはないのですか。事後的な評価として、適切な価格であったかのチェックを行うことの繰り返しによって、今後の契約に生かすことができると思います。
- 教育総務室** 基本的には、業者と不用意に接触することは一切慎んでいます。今回のiPad用充電器とケーブルはスポット的な購入でした。毎年行う契約であれば、そのような分析を行うこともあると考えます。
- 高橋委員** 見積りを取って積算した予算額を予定価格として設定したとのことですが、落札業者がその見積りを取った業者だったのか、他の業者からも見積りを取ったのか、どのように見積りを取ったのですか。
- 教育総務室** 見積りは担当所管が取っていますので詳細は把握していませんが、一般的には予算を積算する場合は複数者から取り、平均する手法がとられます。
- 高橋委員** そのような方法が一般的に行われているならよいですが、透明性の観点から、可能な限り複数者から見積りを取ることが原則だと思います。
- 梶委員長** 担当所管で設定された予算額について、契約担当の教育総務室でチェックすることはないのですか。
- 教育総務室** 担当所管からの依頼に基づいた金額を予定価格としており、チェックは行っていません。予算額は一定の手続きを経て設定されていて、執行する段階でも内部で決裁が取られています。そこで確認がされていますので、チェック機能はそこで働いていると考えています。
- 梶委員長** それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

【案件3】吹田市留守家庭児童育成室おやつ提供業務（単価契約）【長期継続契約】

- 高橋委員** このような食品の個別の配達は、生活協同組合でないと業務を行うことができないのではないかと思います。生協というのは何者ぐらいあるのですか。
- 放課後子ども育成室** 具体的に何者あるかは把握していませんが、生活協同組合とCO・OPは実質は同じ会社で、一定の地域割が決められているということは認識しています。吹田市に登録がある業者としては1者だけです。
- 高橋委員** 業務を行うことができる業者が限られていて、吹田地域を担当できる業者も1者しか

いということであれば、随意契約の要件を満たす可能性も十分あると思います。その方が、交渉事も細かくできるのではないかと思います、どうですか。

○**放課後子ども育成室** 前回の初めての契約ではプロポーザルを行いました、1者しか手を挙げられませんでした。今回、他にもできる業者がないかということで一般競争入札とした結果、参加者は1者でしたので、随意契約の可能性を検討したいと思います。

○**中村委員** 随意契約というのは、プロポーザルか単独の随意契約か、どちらを考えていますか。

○**放課後子ども育成室** 1回目の契約でプロポーザルを行い、手を挙げていただいたのが1者でした。今回の一般競争入札でも手を挙げていただいたのが1者でした。吹田市の登録業者も今現在は1者しかなく、特定の者しか業務ができないという一定の判断ができると思いますので、プロポーザルではなく、単独の随意契約を検討したいと思います。

○**中村委員** 現状ではそれでよいと思いますが、他の業者が参加できる可能性が将来的に全くないかということ、そうではありません。単独の随意契約よりは公募型プロポーザルや一般競争入札の方が契約の透明性が高いと言えますので、他の業者が参加できるかどうかを踏まえた上で随意契約を検討すべきと考えます。

○**放課後子ども育成室** 現在の契約が終了するタイミングで、もう一度業者の状況を確認して、生活協同組合しかできないということであれば随意契約、公募や入札ができる見込みがあれば公募型プロポーザルや一般競争入札を、その時の状況で判断したいと思います。

○**梶委員長** 現状、一般競争入札を実施しているということであれば、他者が参入する可能性を考慮して、一般競争入札がいいのではないのでしょうか。特に金額が大きい契約ですので、価格の競争でよいと私は考えます。情勢にも変化があるでしょうから、それぞれの経済状況、業者の配置、周辺自治体の動向なども参照して御検討いただければと思います。

○**梶委員長** それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

#### 【案件4】市庁舎建築物及び建築設備点検業務

○**高橋委員** 今後、このような業務は一級・二級建築士ではなく、それに代わる特定建築物調査員等が業務を担うことを前提に予定価格も設定するのですか。

○**総務室** 今までは一級・二級建築士にしていますが、今後は、一級・二級建築士に限らず、各種検査員を含む有資格者がいる業者に選定の範囲を広げて実施したいと考えています。

○**高橋委員** 契約の履行の品質に関しては問題ありませんか。

○**総務室** 以前に実施した業者と特に遜色なく、問題はないと認識しています。

○**中村委員** 今回の契約を締結するにあたって、仕様書に一級・二級建築士が関与しなければならないという要件の記載はなかったのですか。

○**総務室** 仕様書の「点検者の資格」の項目に、一級・二級建築士又は各種検査員等の有資格者を羅列して記載しています。いずれかの資格を有していれば業務を行うことができます。

○**中村委員** 一級・二級建築士の資格を持っていない業者が落札されたのは、今回が初めてですか。

○**総務室** はい。今回初めて、有資格者で実施する業者になりました。

○**梶委員長** 建築基準法第2条第2項及び第4項に基づく法定点検は、点検することは定められていて、点検後にどうするかは定めがないようですが、その先はどうなるのですか。

- 総務室** 民間の特定建築物等については行政庁への届け出義務がありますが、官公庁や公共施設については届け出の義務までは課されていません。この検査結果は報告書として上がってきますので、指摘があった事項については、今後改善していきます。
- 梶委員長** この業務を実施できる職員はいないのですか。
- 総務室** 一級・二級建築士の資格を有する職員はいるかもしれませんが、点検箇所が多く、相当の日数を要しますので、業務の一環として職員が行うことは難しいと思います。
- 梶委員長** それでは、この案件については、特に問題がないものと考えます。

【案件5】障がい福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業における手指消毒用エタノール購入

- 高橋委員** 厚生労働省が音頭を取られています、ほぼ独占的な形になっていると思われ。他に業者はないのですか。
- 障がい福祉室** 当時、エタノールの配布は緊急で対応しなければならないということで、いくつかの業者に話を聞きましたが、定期的にかつ供給量も十分確保した上で、直接、各事業所に配達していただける業者はありませんでした。その中で厚生労働省の通知が出ましたので、このスキームを使い、対応しました。
- 高橋委員** 供給に問題がある状況ではこのようなシステムが有効に働いたと思いますが、もう少し競争性が発揮される環境ができるのか、その辺りの見通しはどうですか。
- 障がい福祉室** ずっと同じ商品が供給されているわけではなく、その時に全国的に配送を賄うことができる商品が選定された上で、全国の自治体に通知される仕組みとなっています。
- 高橋委員** この業者は卸のような形で、実際には様々なメーカーの商品が納品されるということですね。厚生労働省では、この業者単一で提携しているのですか。
- 障がい福祉室** 提携業者としてはこの業者だけです。
- 高橋委員** 国が設けているスキームに乗ることが吹田市としては一番有利だと思いますので、国の選定に関しては、透明性があるのかは気になるころではありますが、ここで問題とすることではありませんので仕方がないと思います。
- 梶委員長** 消毒用のエタノールは市役所でも購入していると思いますが、大体このくらいの価格で購入しているのですか。
- 障がい福祉室** 市場価格とも照らし合わせて、通常価格帯であることは確認しています。
- 梶委員長** 現在はこのスキームはなくなっているのですか。
- 障がい福祉室** このスキームは継続していて、現在も利用しています。
- 梶委員長** このスキームでないと大量のエタノールは手に入らないのですか。供給が潤沢に行われるということであれば、並行して他から、場合によっては安価に調達が可能ではないかと思うのですが、そのような調達は検討されないのですか。
- 障がい福祉室** 経済的な部分は重要な要素とは思いますが、230か所の事業所へ配送まで速やかに行っていただくことが非常に大きなこのスキームの要素と思っています。それも含めて、更に安価なところがあればそれに越したことはないですが、配送まで対応していただく業者を見つけることは非常に困難です。総合的に考えると、この状況下では、このスキームを使うことが価格

や効率性を考えても有効であると考えています。

○梶委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

#### 【案件6】吹田市地域防災計画等修正支援業務

○中村委員 この案件は計画の修正業務で、一般競争入札を実施したということですが、以前も一般競争入札で実施したのですか。

○危機管理室 防災計画の修正に関しては、その時々で業務量や金額が違いますので、指名競争入札の場合もあります。

○中村委員 防災計画は一貫性や連続性があり、整合性がとれなければならないと思います。業務内容のどのような点に着目して契約方法を区別しているのですか。

○危機管理室 今回は内部の計画以外の修正もありますので、その辺りも加味して、より幅広い事業者の手が挙げればということで、より公平性が担保できる一般競争入札としました。

○中村委員 今回は2者が入札参加していますが、落札しなかった業者も従前の防災計画の修正に携わったことはあるのですか。

○危機管理室 どちらも市の計画の修正業務を行っていただいた実績があります。

○高橋委員 今回、一般競争入札をしたということは、2者だけではなく、もっと多くの応募があると想定されていたのではないかと思います。どのくらいの業者の参加を見込まれていましたか。

○危機管理室 他市で防災計画の策定を受託しているコンサルについて、何者かの情報は持っていました。どこかが手を挙げてくれるかと考えていましたが、結果としては2者でした。

○梶委員長 現行の地域防災計画が策定されたのは昭和41年で大分古い話ですが、これを受注したのは今回の落札者とは別の業者ですか。

○危機管理室 最初は昭和41年という資料は残っていますが、それを市自身で行ったのか、業者へ委託したのか、そこまでの資料は残っていません。

○梶委員長 過去に吹田市の計画の修正業務を実施した業者は他にもいるのですか。

○危機管理室 他にはなく、2者だけです。

○梶委員長 国や府が計画の見直しを行う度に、コンサルを入れて修正を行うのですか。

○危機管理室 今回は、中核市移行に伴う有事の際の班体制の見直しと、業務継続計画や受援計画の時点修正を行っています。軽微な変更であれば市自身でできると考えています。

○高橋委員 この業務は計画の修正支援ということですが、実際に災害があった場合に地域防災計画を動かす際は、この業者は何らかの形で関与するのですか。

○危機管理室 この計画に基づいて市で訓練を実施したり、地域の方々への啓発を行います。どのようにアウトプットしていくかは、コンサルの知見を入れていきたいと考えています。

○高橋委員 その助言というのはこの契約業務の中に入っていますか。

○危機管理室 職員向けの説明会の資料の作成はコンサルにお願いしています。その後の職員に対しての意識付け等は市で行っていきます。

○梶委員長 それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。

## 【案件 7】吹田市鋼橋塗膜分析調査業務

- 中村委員** 落札額が他の業者と比べると半額以下となっています。特殊な要因がなければこのような違いは出ないのではないかと感じるのですが、いかがですか。
- 総務交通室** 今回の業務は市内の15橋の塗膜を採取して、試験機関に出して分析をしてもらうという業務です。有害物質が含まれている可能性があるため、塗膜剥離剤を橋梁に塗り、1日おいて取りやすくなったものを採取して復旧する工程になっていて、塗膜との相性や、気温によっては1回では取れない可能性もあるという作業です。15橋ありますので、1日の作業量を各業者がどのように想定するかによって、見積りに差異が生じたのではないかと推察しています。落札率が低いことに関しては、10者程度から見積りを取り、異常値を除いて平均の直下の見積額を採用して予定価格を設定しました。
- 中村委員** 事前に多くの業者から見積りを取られたようですが、今回の落札額と同程度の見積りもあったのですか。
- 総務交通室** それよりも安い見積りもありました。それは標準偏差から外れていましたので、予定価格を決定する金額からは除いています。
- 中村委員** 予定価格の決定にあたって、対象とした見積りの中には、落札額と同程度の金額はあったのですか。
- 総務交通室** そこまではありませんでしたが、予定価格の79%とか、もう少し安い見積りは何者かありました。
- 中村委員** 適切に業務が履行されたのであれば問題はないと思いますが、今回の落札金額についても、許容範囲の金額だということで、問題はないと考えられたのですか。
- 総務交通室** 価格は低い方ですが、大阪府の異常値の判定方法を参考にして、異常値ではない範囲に収まっているということで、問題はなかったと考えています。
- 高橋委員** 先ほどの作業工程を伺うと、検査に出すところはそれほど変わりはなく、塗って剥がす作業がコストの大半ではないかと思います。異常値ではないという話でしたが、想定されることから考えて、最低賃金を下回っていることはなかったということですか。
- 総務交通室** はい、そのように考えています。作業日数がかかることも想定されましたが、作業自体もスムーズに進み、1回の塗膜剥離剤の塗布で十分な作業ができましたし、そのようなことも含めて、不当に低い価格ではなかったと考えています。
- 高橋委員** 技術料で差が出ることは、その企業の力に係ることですので、やむを得ない話だと思います。人件費は従事する人の労賃の話になってきますので、それが低く抑えられていることがあれば問題があると思います。その点は気をつけてチェックしていただきたいと思います。
- 梶委員長** 指名業者の選定理由で、過去3年間に近畿地方で鋼橋の塗膜分析調査の実績がある業者から所属する技術職員数を考慮して選定したとの説明があります。このような過去3年間の実績や技術職員数は、どのように確認するのですか。
- 総務交通室** 職員数は市に業者登録をする際に報告していただいています。過去3年間の実績については、公共機関が発注した業務に関する実績や技術者情報をデータベース化したシステムである「テクリス」に登録がありますので、検索すると抽出ができます。
- 梶委員長** それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。



【案件 8】下水道管路施設維持管理等業務（基本契約）

- 中村委員** 業者名から、落札者は吹田市と関係がある業者かと思ってこの案件を抽出したのですが、共同企業体名であって、市とは全く関係がないということが事前の説明と資料でよく分かりましたので、私から特に質問はありません。
- 高橋委員** 5者からなる共同企業体とのことですが、1者が設計業務を担うコンサルで、他は清掃業者という構成ですか。
- 管路保全室** 清掃業務が3者、コンサル業者が1者、住民からの要望の受付対応等を行う業者が1者の計5者で構成する共同企業体となっています。
- 高橋委員** 例えば下水道から雨水が溢れた時の対応は、この中の受付対応の業者が行うのですか。
- 管路保全室** まず、受付対応業者が現地を確認して一次対応を行います。危険な状況であれば安全確保を行い、清掃が必要と判断すれば清掃業者を呼ぶという流れになります。
- 高橋委員** どのような体制を組んでいるかということもプロポーザルの評価内容となっていて、その内容で問題がないということで評価をされたということですか。
- 管路保全室** そのとおりです。
- 高橋委員** この契約を締結してから、災害対応をしなければならない状況はありましたか。
- 管路保全室** 契約後に大きな災害は特にありませんが、大雨警報が発令された時は、市の職員も水防体制で参集しており、市の職員とこれらの事業者が協力して対応しています。
- 梶委員長** 共同企業体の仕組みについて御説明をいただきたいのですが、これらの共同企業体については、それぞれが受注者になるという形ではなく、代表企業と契約を結ぶ形になるのですか。
- 事務局** 一般的には、業者間で出資割合や業務内容を決めて協定を結んだ上で、市と共同企業体が契約を締結します。契約書には全ての事業者の押印があるという形になりますが、この案件はどうですか。
- 管路保全室** 今の御説明と同じです。
- 梶委員長** それでは、この案件については特に問題がないものと考えます。
- 梶委員長** 以上で抽出案件の審議は終了しました。次に、次第の4、プロポーザル方式実施の適否について審議を行います。

【案件 1】電子決裁機能を有する文書管理システムの構築及び保守業務

- 梶委員長** 説明書に沿って担当課から説明をお願いします。
- 法制室** 説明
- 中村委員** 3者が総合内部事務システムのパッケージを作っているということは、基本的な部分はある程度固まっていると考えられます。3者でそれほど大きな違いはないと思うのですが、具体的にプロポーザルをすることによって、どういうことを意図しているのですか。
- 法制室** 例えば、文書の起案や収受ができる等の大きな部分では各社とも差はありません。先行市から、システムを入れることで文書の電子化が定着するか、或いは電子決裁システムが定着するかというとなかなか難しいという話を聞いています。大きな機能としては大差がないシステムであっても、そのシステムがいかに使いやすいかや、電子的な文書をどのように扱うかという部分

で文書管理システムや電子決裁が職員の間で定着するかが分かれてくるということで、提案をいただいて、その差を見るためにプロポーザルを実施したいと考えています。

○**中村委員** 電子決裁システムは他の市町村でも導入されていると思いますが、プロポーザルを実施しているところが多いのですか。

○**法制室** 北摂では導入している3市ともプロポーザルを実施しています。関西の中核市では7市のうち6市がプロポーザルで、1市が指名競争入札を実施しています。

○**高橋委員** 指名競争入札を実施した市もあるということですが、吹田市では指名競争入札ができないと考えた理由は何ですか。

○**法制室** 各市の仕様をしっかりと検討して、優れたところを集めて機能一覧を作成することも考えられますが、機能の全てを満たすことができない業者が出てくることも考えられますし、ある程度基本的な機能に絞った機能一覧で公募した上で、提案を見て、使いやすいものかどうかを判断する方が適していると考えますので、プロポーザル方式を考えています。

○**高橋委員** デジタル改革関連法の成立によって、将来的には文書管理に関しても何らかの標準化が進められることが考えられます。吹田市としては必要だと考える機能も、統一化の中で削らなければならないことも出てくるかもしれません。文書の電子決裁に関して、どこまでを統一しなければならないのかはまだよく分からないところがありますが、そのようなことも考えられます。今の段階では、各市がそれぞれで実施しているのであれば、吹田市も独自の形で提案を受けて、一番良いと判断したシステムを採用するというやり方でやむを得ないと思います。

○**梶委員長** システム自体の信頼性がどこまであるのか、特に改ざんの防止や、個人情報その他の秘密の保持の観点で、十分信頼性があるかを見るためにプロポーザルを実施するというのであれば、有意義なことだと思います。改ざん防止や秘密保持に関して十分な機能を持ったシステムであるかということは審査の対象にはならないのでしょうか。

○**法制室** 見積りを取った際は、機能一覧に改ざん防止を入れていて、それが可能なシステムであるということで見積りを出していただいています。アクセスの制限等は各社で色々と機能が違いますので、そういった点はプロポーザルで提案を受けて選ぶことになるかもしれません。

○**梶委員長** 業務によって重視する機能は大分違うと思います。使いやすい電子決裁システムといっても、行政分野で意見が合わないことも考えられますので、その辺を乗り切ることができる評価の仕組みができればいいと思います。事務処理規程等のルールの変更はこの業務に含むのですか。

○**法制室** 文書管理システムを変更して電子決裁を導入することによって、現行の諸規定に文言がなじまないものがいくつか出てきます。導入後の運用を決定していく際に、どれぐらいの支援が得られるかということに関しても提案を受けたいと考えています。

○**梶委員長** それでは、この案件についてはプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

## 【案件2】キャッシュレス決済ポイント還元事業

○**梶委員長** 説明書に沿って担当課から説明をお願いします。

○**地域経済振興室** 説明

○**中村委員** 他市でも同じような事業は実施されているのですか。

- 地域経済振興室** 他市でも実施しています。
- 中村委員** 他市でも同様の事業が行われているとなると、業務が可能な業者が減っていくということはありませんか。
- 地域経済振興室** 現在、可能性がある業者に話を聞いていますが、現在のところ他市で忙しいというようなことは聞いていませんので、実施は可能と考えています。
- 梶委員長** キャッシュレス決済については、業者がいわば乱立してシェア争いを繰り広げている状況だと理解をしています。その中で、この事業がどのような影響を及ぼすか。基本的には、行政の活動が公正な市場競争を損なうことがあってはいけないと思います。特定の事業者に補助金を出し、或いは事業者として選定して、更にその事業者がキャッシュレス決済事業者をいくつか選定をして、そこに肩入れをするというやり方は、公正な市場競争を損なうことにはなりませんか。消費者或いは中小の小売店の側に、どのキャッシュレス事業者が有効なサービスをするかという観点から、キャッシュレス決済事業者を選択させるのならばよいですが、そうではなく、行政が選んだ事業者が、このネットワークを使いなさいと市内の中小店舗に対して指導するわけですね。そのやり方は適切なのか、その点がまず疑問です。
- 地域経済振興室** 今回、どれだけキャッシュレス事業者を用意できるかを選定の指標の1つとして考えています。いかに加盟店を用意していただけるかということと、普段、商業者と話し合いをする中で、キャッシュレス決済を導入しない理由として、例えば決済手数料などの入金サイクルがキャッシュレス事業者によってバラバラであることが導入するネックになっているということがあります。事業者を選定するにあたって、当然、シェア率は1つ重要な指標になりますが、もう1つの指標として、色々な入金サイクルに対応できるキャッシュレス決済事業者を用意するという視点から事業者を選定するというので、例えば新たな事業者の参入も可能になると思います。そのような観点からも選定するので、行政がシェアを上げるためだけの事業ではないと考えています。
- 梶委員長** セキュリティの確保や、利用者及び登録事業者へのサポート体制の確保ということを記述していただけていますが、これを行うのは、キャッシュレス決済事業者ですか、それとも、今回のプロポーザルの対象となる事業者ですか。
- 地域経済振興室** こちらはキャッシュレス決済事業者を想定していて、不正利用防止、情報漏えい防止の観点から、個人情報や店舗の情報の取り扱いなどについてのセキュリティ対策について審査をしたいと考えています。
- 梶委員長** とりまとめ事業者のセキュリティ対策について審査をしたところで、キャッシュレス決済の事業者のセキュリティ対策のことは分からないでしょう。
- 地域経済振興室** とりまとめ事業者にはコールセンターの役割も担っていただいて、色々な相談を受ける中で、個人情報の取り扱いはありますので、とりまとめ事業者についても個人情報の保護という観点ではしっかり審査をしていきたいと思います。
- 梶委員長** 電話を受けるだけで紛争が解決しますか。
- 地域経済振興室** 電話だけではなくて店舗への直接の説明やサポートなども審査の点数基準の一つになってくると考えています。
- 梶委員長** なぜそれを行政がせずに民間にやらせるのですか。
- 地域経済振興室** 業務の効率化の一環として民間へ一定の委託をしたいと考えています。必要に応じて、行政としても間に入ることはあるかと考えています。

- 梶委員長** そもそも行政がやっていなかった事業について、適切に指導監督することができますか。
- 地域経済振興室** 市と契約を締結する場合、個人情報の保護については吹田市の個人情報保護条例に基づいて契約を結ぶことになっていますので、市が委託する事業については、それは当然のことだと考えています。
- 高橋委員** どの事業者も自分にいかに有利になるかを考えるわけですから、多くのキャッシュレス事業者を取り込んで応募してくると思うので、全部のところに入ってくるということがあるのではないかと思います。そうすると、どこで競争が働くのかよく分かりません。先行している市ではどういう形でされているのですか。
- 地域経済振興室** 2つのキャッシュレス決済事業者を取りまとめた1つの代理店が連合体ということで採用されている市があります。
- 高橋委員** キャッシュレス決済ができる商店は現状ではどれぐらい吹田市にあるのですか。
- 地域経済振興室** それぞれのキャッシュレス決済事業者の単独の登録店舗数で、大体4,000前後と聞いています。
- 高橋委員** 吹田市内の店舗数は大体どれぐらいですか。
- 地域経済振興室** 平成28年の経済センサスという調査では、事業所数で約15,000です。
- 高橋委員** 率としては高いのか低いのか、どう見えていますか。
- 地域経済振興室** 昨年度に実施した商品券事業で登録いただいた店舗が1,300ほどでした。いわゆる店舗の数までは把握していませんので、それが妥当かは判断できませんが、少なくとも昨年度より使える店舗は増えることは確信しています。
- 高橋委員** 梶委員長が懸念されたような、何らかの情報の漏えいや不正使用などが起こった時に、吹田市は何らかの責任を問われるのですか。
- 地域経済振興室** 吹田市が行う事業ですので、吹田市としても責任を問われると考えています。
- 高橋委員** その責任の問われ方は、例えば連帯責任という形で、損害額の全額まで及ぶのですか。
- 地域経済振興室** 吹田市も当然契約を交わしますので一定の責任はありますが、他市では、不正行為が生じた場合は受注者において責任をとってくださいということを仕様書に書いていますので、本市もそのような形で進めていこうと思っています。
- 高橋委員** 吹田市は契約上、責任を免れることを考えておられるということですか。
- 地域経済振興室** セキュリティに不備があることが大前提となります。基本的にはキャッシュレス決済事業者が不正行為に対して様々な対策を講じていますので、そのような事象があるということは、何らかの欠点があったと想定されます。その場合は、受注者にその損害を負っていただくという想定をしています。
- 高橋委員** 事業者の選定にあたって、吹田市が過失責任を問われることはないのですか。何らかの欠陥があるのを過失によって見逃してしまったという責任の問われ方は、その契約条項を設けることによって排除できるのですか。
- 地域経済振興室** 類似事業は全国各地で実施されています。その中で、先ほど申し上げたような項目を入れている自治体が多数ありますので、そのような心配はないと思っています。
- 高橋委員** このようなことに行政が関与したのは初めてですね。ということは、問題もまだ顕在化していないので、問題が起こった時にその責任の取り方がどうなるかというのは、今のところ予想がつかないと思います。何らかの契約条項を設けて対応しておくというのは保険的な意味では必要かとは思いますが、取りまとめ事業者ではなく、決済業者そのものをプロポーザル

で選定している市もあるのですか。

○**地域経済振興室** それぞれのキャッシュレス決済事業者と契約をしている市もあります。

○**高橋委員** 今回、そのような方法としなかった理由は何ですか。

○**地域経済振興室** 複数者によるキャッシュレス決済事業では、各キャッシュレス決済事業者との調整や、それぞれで使い方が違うということもありますので、そのような業務を実施していただく事務局を設置することで業務の効率化が図れるため、このような選定方法としています。

○**高橋委員** それぞれのキャッシュレス決済事業者と契約する方法であれば、キャッシュレス決済事業者に対してすべて門戸を開くということも可能ですが、今回の場合では、その取りまとめ業者がキャッシュレス決済事業者をいくつ引き込んでいるかによって左右されるわけですね。平等性という点で違いがあるような気がするのですが、その点はどう考えたのですか。

○**地域経済振興室** キャッシュレス決済事業者の加盟店舗数については、より多く利用していただくためには1つの手法だと考えていますが、キャッシュレス決済推進においては、店舗の決済手数料や入金サイクルのところで、店舗に導入しやすい取り組みについても重要な要素だと考えています。

○**梶委員長** 例えば、スマートフォンや携帯電話でシェア争いをしている中で、先行している事業者については通信の品質もいいし、安くて通信できる人も多いから行政が補助金を出して更に加入者を増やす手伝いをするけれども、新規参入の事業者については、そこまでの品質がないから行政は下支えしない、というやり方をすれば、公正な競争を妨げる形になると思います。それと同じことが今回の事業にもあるので、公正な市場競争を損なうことになるやり方ではないかと思えます。キャッシュレス決済を促進したいのであれば、例えば、中小の商店に必要な端末を導入するための費用を行政が補助するというのであれば、各商店が選択した事業者との関係でネットワークに加入することになるので、その中小の商店にとって有利な業者が選ばれることになると思います。そうではなく、いわば上から、この業者にしなさい、他はやめとけみたいな形で排除するやり方が本当に地域経済の活性化に公正な形でつながると言えるのか、私は疑問です。

○**中村委員** キャッシュレス決済を推進するという国の方針があって、国が補助金を出すという制度に則ってこの事業の実施を考えておられるのだと思います。梶委員長の意見は、取引の公正性ということで考えると、その業者だけが優先的な地位を与えられて、行政がお墨付きを与えるところということになりますので問題があるというのはそのとおりです。ただ、国の政策方針を考えた時に、梶委員長がおっしゃるような理屈でこの制度が駄目だと言ってしまうと、国の制度自体についての批判になるだけの話なので、この委員会でその話をすることが相当なのかというと、私は疑問を感じます。国の方針があることを前提として、吹田市がどう進めていくかという観点で考えないといけないと思います。吹田市がこの事業をやらないという選択肢が、そもそもあるのかというと多分それはないでしょう。他の市町村ではこの制度を利用することによって、利用者はポイントで還元を受け、店舗も利益を得るということであれば、却って平等性が確保されていないという批判が出てくるかもしれません。そういう意味で考えると、プロポーザルが相当かどうかということにポイントを絞って議論すべきだと思います。

○**地域経済振興室** 今おっしゃっていただいたとおり、この事業の目的は、国が推奨している非接触型のキャッシュレス決済の普及促進の意味合いがあります。これを促進するとともに、市内の疲弊している中小企業店舗の支援、消費喚起ということが大きなこの事業の目的です。国の補助金の対象になっていますので、他市もそれを受けながら行っている事業です。先ほど、必要な端末

の支援という御意見がありました。このキャッシュレスポイント還元事業については、QRコード等を置くだけでいいというような、そもそも店舗の導入コストがかからない手法を用いた事業ですので、その辺についても、中小企業の支援につながると考えています。総合的に見て、私どもとしては、商業者支援という観点からこの事業を実施していきたいと思っています。

○高橋委員 プロポーザルをしないと価格競争となってしまうので、価格競争では難しいと思います。ただ、そのプロポーザルのやり方に関しては今回提案されているやり方が適切かどうか気になります。

○中村委員 公平性の観点からも、複数のキャッシュレス決済事業者が参入できるよう考慮する必要があります。その方法として、キャッシュレス決済事業者と市が直接契約するのか、とりまとめ事業者と契約をするのかを考えなければならないと思います。

○地域経済振興室 吹田市のプロポーザルのガイドラインでは、最優秀提案事業者を決定することになっています。順位を決めて各々のキャッシュレス決済事業者と契約する方法はガイドラインからは外れてくるということで、より多くのキャッシュレス決済事業者を取り入れたとりまとめ業者を選定していきたいと考えています。

○高橋委員 市の方針はあるでしょうが、今回の事業の性質から、別のやり方は考えられませんか。

○地域経済振興室 予算の範囲内でできるだけ多くのキャッシュレス決済事業者を入れたいと考えていますが、現在、4者のキャッシュレス決済事業者を呼ぶことができるぐらいの予算となっています。先ほど御意見がありました不公平の観点は薄れていくと考えています。

○高橋委員 とりまとめ業者次第ということではなく、希望するキャッシュレス決済事業者がすべて参加できる方が望ましいのではないですか。

○中村委員 希望する業者であれば全部を入れなければならないということは、自由主義経済の中でもそこまではないと思います。ただ、競争原理を働かせる時に、事業者が選定することは少し問題があるとは思いますが、できる限りその傘下に入るキャッシュレス決済事業者を増やすという形で実施すれば、一定の相当性の範囲内に収まるかということで考えると、それも1つの方法であると思います。

○高橋委員 予算的には4者を想定しているとのことですが、結果としてそうなればよいですが、そうなるという保証はないですね。

○地域経済振興室 評価基準に、3者以上のキャッシュレス決済事業者を選定できることを入れたいと考えています。

○高橋委員 3者以上のキャッシュレス決済事業者を取り込むことが期待できるのですか。

○地域経済振興室 事前の調査では可能だと聞いています。

○高橋委員 3者や4者でどれぐらいのシェアを占めているのですか。

○地域経済振興室 4者でおよそ9割のシェアを占めています。

○高橋委員 9割を確保できるのであれば公正性に関しては多少緩和されると思いますが、9割を確保することをプロポーザルの条件として入れることができるのですか。

○地域経済振興室 委託料の中で、ポイント還元に使用できる額と事務費として使用できる額を設定して、可能な限りポイント原資を使えるような提案をしていただくことを想定しています。

○中村委員 キャッシュレス決済事業者が3者以上ということと、シェアの率を踏まえて選定すれば、ある程度目的を達成できる感じがします。そのような仕様は書けますか。

○地域経済振興室 シェア率は国が設定しているものではなく、民間企業の調査によるものですので、

それを条件として入れることは難しいですが、少なくともキャッシュレス決済事業者を3者以上入れることというのは可能です。

○高橋委員 どのキャッシュレス決済事業者を取り込んでいるかを評価することは可能ですか。

○地域経済振興室 評価項目の中に、全体での利用可能店舗数を入れる予定ですので、そこでカバーできると考えています。

○梶委員長 本委員会の観点からすると、公正な市場競争を妨げないことが大事になります。意欲がある事業者が合理的な理由なく排除されないことが保証される形にならないかということです。そのことを評価基準に入れることはできませんか。

○中村委員 意欲がある事業者を排除しないというのは理解ができますが、意欲がある事業者とはどのような事業者かという概念があいまいなので、判断基準としては難しいと思います。

○地域経済振興室 ポイント付与の原資は限りがありますので、ポイント原資を最大限活用できるキャッシュレス決済事業者を集めることと、何者以上入れることという形にすることで、一定、御指摘にお応えすることができると考えます。

○中村委員 指摘されている内容について、具体的に記載した文書を見せていただいてから判断するというところでどうですか。

○地域経済振興室 案の段階ではありますが、お示しすることは可能です。

○事務局 お示しした案を御了承いただいた場合は、プロポーザルを実施することについては適ということによろしいですか。

○各委員 それで結構です。

○事務局 明日の午前中までに各委員へメールで資料を送付させていただきます。

○梶委員長 この案件については、本日、結論を出すことができませんでした。資料をいただいて、早々に委員会としての結論を出すことにします。本日の審議はこれで終了します。

○梶委員長 事務局から何かありますか。

○事務局 本委員会の答申について、現在は委員会の終了後、事務局で議事録案を作成してから、議事録とともに答申案を各委員に御確認いただいているため、答申までに日数がかかっています。「契約手続きが適正に処理されていたか」や「プロポーザル方式実施の適否」といった答申については委員会終了後すぐにいただいて、答申に付す意見は、後日、議事録とともに各委員に御確認をお願いして、別途いただく方法とさせていただきたいと考えています。委員の皆様、いかがでしょうか。

○各委員 その方法で了解しました。

○事務局 それでは、今後は答申書と意見書を分ける形とさせていただきます。本日は長時間御審議いただき、ありがとうございました。

## 補足資料

プロポーザル方式実施の適否審議案件2「キャッシュレス決済ポイント還元事業」について

### 1 入札等監視委員会における指摘事項を反映した仕様書(案)の抜粋を各委員へ提出(8月13日)

- (1) 事業費の上限額及びポイント付与原資とすることができる額を記載。
- (2) 事業概要に「提案にあたっては、多くの市民及び事業者が利用できるよう、本事業においてポイント付与に活用するQRコードキャッシュレス決済サービスを実施する事業者(以下「対象キャッシュレス決済事業者」という。)を複数者(3者以上)選定することとする」と記載。
- (3) 評価基準に「利用できる対象キャッシュレス決済事業者を十分に確保するとともに、多くの事業者及び利用者の参加が見込まれるか」の項目を記載。

### 2 1に対する各委員からの意見(8月13日～8月16日)

**○梶委員長** 本案件は、形式的には業務委託の相手方の選定ながら、実質的には補助金を給付する相手方選定の主要プロセスを構成していることから、本来なら入札や随意契約ではなく、要件を充たす申請者の中で給付の相手を決定する、いわゆる競願の図式の適する事案ではないかと思われる。そういう意味では、随意契約のプロポーザルに適するか疑問点も残るが、下記のようなただし書を付して、決済事業者の不当な(合理的理由のない)排除をなるべく制約する形をとることで、今回はGOサインを出せると考える。

結論：本案件については、プロポーザル方式での実施が適していると判断される。ただし、評価基準において、利用できる対象キャッシュレス決済事業者を「公正に選定する」ことを加えるよう考慮されたい。

#### ○高橋委員

- (1) 事業概要は「できるだけ多くの市民及び事業者が利用できるよう」とならないか。
- (2) 利用者がキャッシュレス決済事業者を利用する際に生じる問題が迅速に解決されるよう、受託者が体制を整えることが評価項目になっているか。市民に対する説明責任と事業全体を円滑に進める配慮義務が果たされることが重要である。

**○中村委員** 今回送付された仕様書案で了解する。

### 3 2の意見に対して地域経済振興室から回答を提出(8月16日)

- (1) 事業概要を「できるだけ多くの市民及び事業者ができるように」と修正する。
- (2) 評価項目については、事業者や利用者からの問い合わせに対する的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているかの視点から評価することとしている。また、委託者としてコールセンター業務等、受託者からの業務報告を義務付けることで状況を把握し、受託者での対応が困難な事例が発生した場合には、速やかに本市へ連絡させ、最終的には市民や事業者に対し、本市が責任をもって対応していく。

### 4 全委員から下記の結論とすることに了解する旨の回答(8月16日～8月18日)

本案件については、プロポーザル方式での実施が適していると認める。ただし、評価基準において、利用できる対象キャッシュレス決済事業者を公正に選定することを加えるよう考慮されたい。